

春日井市立藤山台中学校同窓会規約（改正案）

第1条 本会の名称は、春日井市立藤山台中学校同窓会と称する。

第2条 本会の事務局を藤山台中学校に置く。

第3条 本会は、会員相互の親睦と後進者の健全な育成に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事項に関する事業及び活動をする。

- 1 会員相互の教養研鑽に関する事業
- 2 藤山台中学校の教育活動の後援

第5条 本会は、次の者をもって組織する。

- 1 正 会 員…藤山台中学校の卒業生
- 2 準 会 員…藤山台中学校の在校生
- 3 特別会員…藤山台中学校に在職した職員及び在籍する職員

第6条 本会は、第3条の目的を遂行するために次の機関をおく。

- 1 総 会…全会員で組織する。
- 2 委員総会…年次代表と卒業学級男女各1名の委員をもって組織する。
- 3 役 員 会…会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、会計監査2名で組織する。副会長、
会計、会計監査のうち1名は特別会員とする。
- 4 年 次 会…卒業年次男女各1名の代表者をもって組織する。

第7条 本会の役員は、年次会において選出し、総会の承認を得る。その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 本会の役員の職務は、次の通りとする。

- 1 会 長…この会を代表し、会務の一切を統轄し、その責任を負う。
- 2 副 会 長…会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任を代行する。
- 3 会 計…会計事務を処理する。
- 4 会計監査…会計を監査する。

第9条 本会の会合を次のように開く。

- 1 総 会…必要に応じて総会を開き、本会の最高議決機関とする。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 2 委員総会…必要に応じて年次会に諮って開催する。
- 3 年 次 会…総会にかわる議決機関とし、必要に応じて会長が招集する。
- 4 役 員 会…必要に応じ会長が招集し、企画運営にあたる。

第10条 藤山台中学校長を本会の名誉会長とする。

~~第11条 本会の事務局を藤山台中学校に置く。~~

第12条 本会の会員は、入会するとき500円を入会金として納付するものとする。

第13条 本会の経費は、入会金と寄付金で充てる。

第14条 本会の議決は、出席者の過半数の賛同を得て決する。

~~第15条 本会の会則は総会において決議する。~~

付則 本会則は、昭和54年11月18日をもって発効する。

本会則は、平成28年4月1日より第6条の3及び第9条の1を改正し、第11条及び第15条を削除する。